

建設工事の入札参加者の皆様へ

令和3年4月
寝屋川市

前金払の特例措置の期間延長について

平成28年度より公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例措置を行ってきましたが、令和元年度においても発注工事の前金払の特例措置を継続します。

記

1 特例措置の概要

前金払の対象範囲を現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料含む。）に拡大します。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

2 本特例措置の対象となる工事

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものとします。

3 特例措置の適応及び手続

- (1) 令和元年5月24日以降に発注する工事より適用します。（当初契約から適用）
- (2) 上記(1)以外で、請負契約締結日が平成28年4月1日から令和4年3月31日までの工事について、特例措置の適用を希望する場合は、下記の手続きを行ってください。（変更契約により適用）

ア 請求方法

別紙の書面により特例の適用を請求してください。

イ 請求先

総務部契約課

お問い合わせ先

総務部 契約課

電話：072-825-2594（直通）

令和 年 月 日

(あて先)寝屋川市

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和3年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用について

令和3年 月 日付けで契約締結した下記の工事について、令和3年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用を請求します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名称
- 3 請負金額

※令和3年度の公共工事の前払金の特例に係る取扱い

1 本特例措置の対象となる工事

特例措置の適用対象となる前払金(中間前払金を含まない。以下同じ。)は、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事(債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものとします。

2 特例措置の概要

前金払の対象範囲を現場管理費(労働者災害補償保険料を含む。)及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(保証料含む。)に拡大します。なお、これらに充てられる前金払の上限は、前払金額の100分の25となります。